

## 家庭的保育事業等運営規程

事業所名 家庭的保育事業 伊達洋子

## 1 事業の目的及び運営の方針

## (1) 事業の目的

- ・ 少人数で家庭的な雰囲気の中、産休明け（57日目）からの乳児の保育を提供し、保護者や地域社会と力を合わせ、健やかな成長を図ることを目的とする。

## (2) 運営の方針

- ・ 児童福祉法及び保育所保育指針に基づき、落ち着いた温もりのある雰囲気の中、一人一人の成長にあった保育をすると共に、乳幼児の人権を十分配慮し、人間性豊かな子どもの育成を目指した運営を行う。また、自らの保育の質の評価を行い、常に改善を図っていく。

## 2 提供する保育の内容

- ・ 「全体的な計画」「年間指導計画」「月間指導計画」「個別指導計画」「ディリープログラム」に沿って保育を行う。保育実施内容は保育日誌、指導記録に記載する。

## 3 職員の職種、員数及び職務の内容

職員数 12名

職種・職務の内容等については、別紙「職員一覧表」のとおり

## 4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

提供を行う日	月曜日～土曜日
提供を行う時間	・ 保育標準時間認定に係る保育時間(10時間20分) 7時30分から17時50分まで
	・ 保育短時間認定に係る保育時間(8時間) 8時30分から16時30分まで
提供を行わない日	日曜日・祝日、12月29日～翌年1月3日

## 5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

費用の種類(名称)	理由(徴収の目的)	金額
スポーツ振興センター	管理下における災害(負傷、疾病等)に対する災害共済給付のため	250円

## 6 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

区分等	3号認定子ども	
	0歳児	1・2歳児
利用定員	1名	4名
	合計 5名	
事業所内保育事業におけるその他の乳幼児の定員	名	名
	合計 名	

## 7 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

- (1) 当事業所は、「子ども子育て支援法」第19条第1項第2号又は第3号に該当するものとして支給認定(保育認定)を受けた乳幼児の利用について、北九州市が行う利用の調整及び、要請に対し、「北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」第41条により、できる限り協力する。

- (2) 当事業所は、北九州市が行う利用調整の結果に基づき、保育の提供を開始する。
  - (3) 当事業所の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用乳幼児の保護者とその内容を確認し、利用契約書を交わす。
  - (4) 本事業所は、以下の場合には、保育の提供を終了する。
    - ① 当該支給認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき
    - ② 保護者が「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の5各号に定める事由のいずれかに該当しなくなったとき
    - ③ 当事業所における保育を希望しなくなったとき
  - (5) 当事業所以外の保育所等の利用を希望する場合は、居住地を管轄する福祉事務所長に対し、「保育利用先変更申請書兼利用調整申込書」を提出する。
- 8 緊急時等における対応方法
- ・ 常日頃よりあらゆるリスクを想定して備え、対応する。
  - ・ 落ち着いて、けが・急病を的確に判断し、緊急の場合は必要に応じて救急車を呼ぶ。また、保護者に状況を説明すると共に、経過を記録する。
  - ・ 事前に緊急連絡網や緊急時対応のフローチャートを緊急時マニュアルとして作成し、災害時の対応を明確にしておく。
- 9 非常災害対策
- ・ 火災、風水害、地震等種類ごとの対応表を作成する。
  - ・ 広域避難場所、一時避難場所を確認し、避難経路を決める。また、消防署、警察署、医療機関、その他関係機関の連絡先の一覧表を作成し、職員や保護者に掲示して周知する。
  - ・ 避難訓練年間計画を作成し、毎月1回以上非常災害時に関する訓練を実施する。また、災害時のために近隣に協力を要請すると共に、地域における防災訓練にも積極的に参加する。
- 10 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ 日々子どもや保護者の様子を観察し、虐待の早期発見に努める。
  - ・ 虐待の発見や虐待が疑われるときは、「児童虐待対応連携マニュアル」に基づき、児童相談所などと連携し適切に対応する。
- 11 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項
- (1) 保険の加入について
    - ① 加入保険の種類・・・傷害保険 賠償責任保険
    - ② 保険の内容及び補償金額
      - ・ 傷害保険・・・死亡・後遺障害1名あたり300万円、入院保険金日額5000円、通院保険日額 3000円
      - ・ 賠償保険・・・被害者治療費等・訴訟対応費用・初期対応費用 1億円・5億円(1事故)
      - ・ 保険料確定・被害者治療費等・訴訟対応費用・初期対応費用 1億円・5億円(1事故)
  - ※ 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入
  - (2) 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項
    - ① 利用乳幼児の世帯に関する情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用する。
    - ② 当事業所の職員は、業務上知り得た利用乳児及び支給認定保護者の秘密を保持する。
    - ③ 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

【 付則 】 認可日 平成27年4月施行する。  
平成30年4月施行する。  
令和4年4月施行する。  
令和5年4月施行する。  
令和7年4月施行する。